

ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業 補助金対象事業及び補助率等

資料 3

事業区分		経費の内訳	補助率等	採択要件等		補助対象経費	重要な変更		
区分	細区分								
荒廃した里山・平地林の整備	整備	間接補助事業者が実施する会議開催、刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積み込み、運搬等に対する補助に要する経費	森林はha当たり上限280千円 竹林はha当たり上限700千円	国及び県の既存事業と併用しないものとする。（当該要件は、以下の事業区分すべてに適用するものとする）	市町村と土地権利者、事業実施者の3者により事業実施及び転用等の権利制限（10年間）に関する協定を締結すること。	同一地につき1回とする。	需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、補助金	(1)区分ごとの補助対象経費の30%を超える増減 (2)区分内の事業箇所の新設・変更・廃止 (3)区分相互間における30%を超える経費の配分	
	苗木購入	間接補助事業者が実施する苗木等の購入に対する補助に要する経費	ha当たり上限300千円						対象は高木性樹種の苗木等とし、本事業の整備箇所に植栽すること。
	管理	間接補助事業者が実施する会議開催、刈払い、集積、積み込み、運搬等に対する補助に要する経費	ha当たり上限80千円						助成は、本事業の実施期間内かつ最長5年とする。
	困難地整備支援	刈払い、伐倒（伐竹）、玉切り、集積、積み込み、運搬等に要する経費	森林はha当たり上限500千円 竹林はha当たり上限2,700千円						同一地につき1回とし、人家・道路等に近接した樹木の伐倒や掛かり木になりやすい危険箇所、立竹密度が高く重度の負担がある箇所のうち、住民等では整備が困難である箇所を市町村が整備するものとする。
	刈払機、粉砕機の購入	刈払機、粉砕機の購入に要する経費	補助率3/4以内 （ただし、刈払い機は1台当たり上限50千円、粉砕機は1台当たり上限2,800千円とする）						市町村が刈払機、粉砕機を購入・保守管理し、貸与規定を整備して本事業に取り組む間接補助事業者に貸与する場合を対象とする。
貴重な自然環境の保護・保全	活動支援	(1)希少動植物の生息環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する希少動植物の生息環境の保護・保全及び地域住民等への啓発活動に対する補助に要する経費	1事業当たり上限500千円 （ただし、継続して実施する場合、2年目以降は1事業当たり上限250千円とする）	(1)「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物（2012改訂版）」で野生絶滅及び絶滅危惧種Ⅰ、Ⅱ類に指定されている種の生息環境の保護・保全活動を対象とする。 (2)市町村とNPO・ボランティア団体等の連携事業の場合は、土地権利者を含めた3者協定を締結するものとする。	本事業の実施期間内かつ最長5年とする。	賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、補助金			
	付帯施設の整備	上記の活動支援に必要と認められる施設整備に要する経費	補助率1/2以内 （ただし、上限2,000千円とする）					「活動支援」の対象事業のうち、施設設備が必要と認められるものを対象とし、同一事業につき1回とする。	
森林環境教育・普及啓発	森林環境教育	(1)児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する児童生徒や県民を対象とした森林環境教育及び森林体験活動等に対する補助に要する経費	上限2,000千円 （ただし、学校、教育関係団体及びNPO・ボランティア団体等に間接補助する場合は1団体当たり上限300千円とする）		助成は、本事業の実施期間内かつ最長5年とする。	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、補助金			
	普及啓発	(1)森林の機能や重要性に係る普及啓発に要する経費 (2)間接補助事業者が実施する森林の機能や重要性に係る普及啓発に対する補助に要する経費							
森林の公有林化	水源地域森林の公有林化	水源地域の森林の購入に要する経費	補助率1/2以内 （ただし、上限10,000千円とする）		次の要件を満たす森林を対象とする。 ①森林内に地域の重要な水源が存在すること。 ②公的管理することで、水源涵養機能の持続的な発揮が期待できること。 ③市町村森林整備計画の「水源涵養機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実と見込まれること。 ④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。	公有財産購入費			
	平地林の公有林化	平地林又は平地林を造成しようとする用地の購入に要する経費						次の要件を満たす森林を対象とする。 ①快適環境形成機能や保健休養機能が特に求められる森林で公的管理が必要であること。 ②市町村森林整備計画の「快適環境形成機能維持増進森林」又は「保健文化機能維持増進森林」に区分されているか又は区分されることが確実と見込まれること。 ③森林造成のための用地取得の場合は面積が0.3haを超え、市街化区域でないこと。 ④県と森林管理及び転用禁止を定めた20年間の協定を締結すること。	
独自提案事業		ぐんま緑の県民税制度の目標を達成するための独自提案事業に要する経費	補助率1/2以内		(1)ぐんま緑の県民税の趣旨・目標に照らし、適切な事業内容であると認められ、かつ第三者機関である「ぐんま緑の県民税評価検証委員会」の承認を得たものであること。 (2)管理運営的経費、既存施設の維持修繕に充てるものではないこと。				